

大阪市告示第461号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和6年4月1日

大阪市長 横山英幸

| 施設名 | 年 月 日 | 供用時間 |
|--|------------------------------|-------------------|
| 大阪市立 扇町プール 水泳場 トレーニング場 体育場 | 令和6年4月1日（月）から 同月2日（火）まで | 午前9時から 午後10時まで |
| | 令和6年4月4日（木）から 同月5日（金）まで | |
| | 令和6年4月8日（月）から 同月9日（火）まで | |
| | 令和6年4月11日（木）から 同月12日（金）まで | |
| | 令和6年4月15日（月）から 同月16日（火）まで | |
| | 令和6年4月18日（木）から 同月19日（金）まで | |
| | 令和6年4月22日（月）から 同月23日（火）まで | |
| | 令和6年4月25日（木）から 同月26日（金）まで | |
| | 令和6年4月30日（火） | |

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）